

令和 7 年第 2 回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	三鷹市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について 1 専決処分の理由 地方税法等の一部を改正する法律等が令和 7 年 4 月 1 日等に施行されることに伴い、三鷹市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和 7 年 3 月 31 日に、市長において専決処分したものである。 2 固定資産税関係 (1) 固定資産税の税額の減額措置における申告の見直し 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置について、マンションの管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、要件に該当すると認められるときは、区分所有者からの申告書の提出がなくても減額措置を適用することとした。 3 軽自動車税関係 (1) 種別割の車両区分の見直し 総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下に制御された 2 輪の原動機付自転車の税率を2,000円とすることとした。 (2) 身体障がい者等に対する種別割の減免申請に係る規定整備 道路交通法の一部改正に伴い、個人番号カードと運転免許証及び運転経歴証明書の一体化が令和 7 年 3 月 24 日から開始されたため、身体障がい者等に対する種別割の減免について、対象とする軽自動車等を運転する身体障がい者等の特定免許情報が記録された個人番号カードを提示して申請ができるよう規定することとした。 4 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する法律の条項を改めることとした。 5 その他規定を整備することとした。 6 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

2	三鷹市市税条例の一部を改正する条例 1 個人市民税関係 (1) 特定親族特別控除の創設 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から当該親族等の合計所得金額に応じた額を控除することとした。 <table data-bbox="453 721 1254 1108"> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th><th>控 除 額</th></tr> <tr> <td>58万円超95万円以下</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td><td>41万円</td></tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td><td>31万円</td></tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td><td>21万円</td></tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td><td>3万円</td></tr> </table> 2 市たばこ税関係 (1) 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例 加熱式たばこの課税方式について、現行の重量及び小売価格をもとに本数換算する方式から、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式に2段階（令和8年4月及び同年10月）で移行することとした。 3 その他規定を整備することとした。 4 施行期日 公布の日。ただし、1(1)は令和8年1月1日、2(1)は令和8年4月1日	親族等の合計所得金額	控 除 額	58万円超95万円以下	45万円	95万円超100万円以下	41万円	100万円超105万円以下	31万円	105万円超110万円以下	21万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円
親族等の合計所得金額	控 除 額																
58万円超95万円以下	45万円																
95万円超100万円以下	41万円																
100万円超105万円以下	31万円																
105万円超110万円以下	21万円																
110万円超115万円以下	11万円																
115万円超120万円以下	6万円																
120万円超123万円以下	3万円																
3	井口コミュニティ・センター空調・受変電設備等改修工事請負契約の締結について 1 契約の方法 制限付一般競争入札による契約																

	2 契約の金額 2 億5,322万円 3 契約の相手方 東京都三鷹市下連雀一丁目14番6号 上杉・新栄建設共同企業体 代表者 株式会社上杉電機工業 代表取締役 上杉 克 構成員 株式会社新栄 代表取締役 鈴木 学 4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市井ロ一丁目13番32号 (2) 工事内容 ア 機械設備工事 (ア) 空調機の改修（体育館を除く。）及び新設（談話室厨房） (イ) 全熱交換器の改修 (ウ) 談話室厨房等の給排気ファンの更新 イ 電気設備工事 (ア) 受変電設備等の改修 (イ) 照明器具のLED化（体育館体育室を除く。） ウ 建築工事 (ア) 天井改修（幼児室、クラブ室、視聴覚室、会議室、展示ホール等） (イ) 屋上の防水改修 (3) 工期 契約確定日の翌日から令和8年3月13日まで
4	下連雀複合施設大規模改修工事（建築・給排水）請負契約の締結について 1 契約の方法 制限付一般競争入札による契約 2 契約の金額 1 億7,820万円

	3 契約の相手方 東京都三鷹市下連雀三丁目4番29号 白石・大創建設共同企業体 代表者 白石建設株式会社 代表取締役 白石 勝也 構成員 大創建設株式会社 代表取締役 石井 徹 4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市下連雀四丁目15番18号 (2) 工事内容 ア 建築工事 (ア) 外壁及び屋上の改修 (イ) 防音壁改修 (ウ) サッシ及び建具の改修 (エ) 内装改修 (オ) トイレの洋式化及び乾式化 (カ) 屋外給排水管改修に伴う舗装改修 イ 給排水衛生設備工事 (ア) 給水方式変更 (イ) 給排水衛生設備の更新 (ウ) 給排水管改修 (エ) ガス系統変更 (3) 工期 契約確定日の翌日から令和8年3月13日まで
5	大沢総合グラウンド改修工事（サッカー・ラグビー場人工芝張替及びボール遊びエリア新設等）請負契約の締結について 1 契約の方法 制限付一般競争入札による契約 2 契約の金額 5億6,100万円 3 契約の相手方 東京都世田谷区太子堂一丁目4番21号 長谷川・東和建設共同企業体

	代表者 長谷川体育施設株式会社 東京営業所 所長 渡邊 純 構成員 東和ランドテック株式会社 代表取締役 高橋 正典 4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市大沢五丁目 7 番 1 号 (2) 工事内容 ア サッカー・ラグビー場の改修 (ア) 人工芝の張り替え等 (イ) 散水設備の整備 (ウ) 雨水排水設備の改修 (エ) グラウンド・コートの舗装 (オ) 防球ネットの張り替え等 イ ボール遊びエリア等の新設 (ア) ボール遊びエリアの整備 (イ) バスケットボールエリアの整備 (ウ) スケートボードエリアの整備 (3) 工期 契約確定日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日まで
6	三鷹駅南口駅前広場 A 3・B 3 エスカレーター準撤去リニューアル工事 請負契約の締結について 1 契約の方法 随意契約 2 契約の金額 2 億 1,945 万円 3 契約の相手方 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東日本支社 取締役常務執行役員支社長 宇和川 慎一 4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市下連雀三丁目 46 番 三鷹駅南口駅前広場

	(2) 工事内容 ア エスカレーターリニューアル工事 （ア）エスカレーター機器の撤去 （イ）エスカレーター機器の設置 （ウ）制御盤の取替え （エ）操作盤の取替え （オ）監視盤の配線 イ 付帯工事 （ア）工事区画用仮囲いの設置及び撤去 （イ）上部誘導柵の取替え （ウ）エスカレーター機器の処分 (3) 工期 契約確定日の翌日から令和8年3月27日まで
7	三鷹市立第五中学校給水管改修Ⅱ期工事及び南校舎トイレ改修工事請負契約の締結について 1 契約の方法 制限付一般競争入札による契約 2 契約の金額 2億1,560万円 3 契約の相手方 東京都三鷹市牟礼一丁目5番15号 桂・三友建設共同企業体 代表者 桂建設株式会社 代表取締役 定池 伸 構成員 株式会社三友建設 代表取締役 石田 武士 4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市新川一丁目7番20号 (2) 工事内容 ア 給水管改修工事 （ア）南校舎の給水器具及び配管の更新 （イ）校庭散水設備の更新

	イ 南校舎のトイレ改修工事 (ア) 便器の洋式化等 (イ) 換気設備及び排水管の更新 (ウ) 天井、壁、床、トイレブース等の改修 (エ) 照明器具のＬＥＤ化 (3) 工期 契約確定日の翌日から令和８年１月30日まで
8	三鷹市立三鷹図書館空調設備等改修工事請負契約の締結について 1 契約の方法 制限付一般競争入札による契約 2 契約の金額 4 億7,520万円 3 契約の相手方 東京都中央区日本橋兜町８番４号 第一セントラル・東京電工建設共同企業体 代表者 第一セントラル設備株式会社 東京支店 東京支店長 池田 紀雄 構成員 東京電工株式会社 代表取締役 山本 浩司 4 工事概要 (1) 工事場所 三鷹市上連雀八丁目３番３号 (2) 工事内容 ア 機械設備工事 (ア) 空調機の改修 (イ) 全熱交換器の改修 (ウ) 空調機械室等の給排気ファンの改修 (エ) 消火栓ポンプ及び消火用補給水槽の更新 イ 電気設備工事 (ア) 電灯分電盤及び動力制御盤の改修 (イ) 照明器具のＬＥＤ化（一般開架図書室等を除く。） (ウ) 非常放送スピーカーの改修 (エ) 自動火災報知設備の改修

	ウ 建築工事 (7) 展示ホール等の天井の改修 (イ) 屋上の防音壁更新及び防水改修 (3) 工期 契約確定日の翌日から令和8年6月30日まで
9	令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第1号）

○ 特記事項

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦について
- (2) 固定資産評価審査委員会委員の選任について